

道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方

昭和 63 年 8 月 1 日制定

平成 17 年 10 月 31 日改定

平成 19 年 3 月 28 日改定

吹付けアスベスト等については、建築後、経年変化とともに劣化、剥離が進行し、施設利用者等の健康に対する安全性が懸念されている。

道有施設の吹付けアスベスト対策の考え方については、昭和 63 年度に策定したところであるが、平成 17 年に石綿障害予防規則が制定され、平成 18 年に大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、労働安全衛生施行令及び石綿障害予防規則が改正されたことなどによりアスベスト対策の充実が図られたこと、また、新たにアスベストによる健康被害が重大な社会問題となっていることから、道有施設利用者等の安全の確保を図るため、関係法令等を遵守するとともに、次により対策を行うこととする。

また、今後、吹付けアスベスト対策に関し新たな知見が得られた場合には、必要に応じ補完・修正する。

1 対象施設

北海道が財産管理している平成 8 年度以前に竣工した全ての施設を対象とする。

2 定義

(1) 吹付けアスベスト等

「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石（パーミキュライト）」「パーライト吹き付け」「発泡けい酸ソーダ吹き付け」で、含有する石綿の重量が 0.1% を超えるもの

(2) 折板裏打ち石綿断熱材

鋼版製屋根用折板等に主として結露防止のために張り付けられたもので、含有する石綿の重量が 0.1% を超えるもの

3 方針

(1) 対象施設において、設計図書及び専門機関での分析調査等により、吹付けアスベスト等及び折板裏打ち石綿断熱材（以下「アスベスト等」という）の存在が確認された場合は、吹付け材等の状態を把握するとともに、必要に応じて室の使用停止等の保全措置や室内の環境調査を行う。

(2) 対象となるアスベスト等については、「除去」することを原則とする。ただし、緊急に施設の使用を再開しなければならないなど特別の事情がある場合、かつ、吹付け材等の状態が「囲い込み」、「封じ込め」によって確実に飛散防止が図られる場合は、「除去」以外の対策を講じることができるとするが、当該施設の計画的な改修等が行われる際には、その改修工事等に合わせて除去を行うものとする。

4 具体的措置の進め方

(1) 早急な「除去」処理

アスベスト等が剥離しているか又は劣化が著しいものについては、早急に除去工事を実施する。

(2) 除去計画による処理

アスベスト等が安定状態にある施設については、(3)に掲げる「吹付けひる石等」を除き、改修等が行われる際に除去工事を合わせるなどした計画を策定し、順次、除去工事を実施する。

なお、施設管理者は、除去が行われるまでは使用部位等の定期点検等を行いアスベスト等の状態を把握し、適切に維持管理するものとする。

(3) 「吹付けひる石等」の取り扱い

「吹付けひる石（バーミキュライト）」「パーライト吹付け」「発泡けい酸ソーダ吹付け」（以下「吹付けひる石等」と言う。）は、その態様が吹付けアスベストや吹付けロックウールと大きく異なり、成型板に近い固化された状態であることから、飛散性が低いと考えられるが、損傷や劣化の程度によってはアスベストが飛散する可能性がある。このため、「吹付けひる石等」についても、他の「吹付けアスベスト等」と同様に「除去」することを原則とする。

ただし、吹付け材等の状態が剥離、劣化しておらず安定した状態にあるものは、当面、室内の定期点検の中で、必要に応じて室内環境調査を実施しながら使用を継続しても差し支えないこととする。

また、「吹付けひる石等」の劣化に伴うアスベスト粉じんの飛散に関する情報や知見が少ないため、国が調査・研究を早急の実施し、その対応を検討する動きがあることから、対応方針が決定された時点で、その内容に応じた対策を進めていくものとする。

5 除去以外の囲い込み処理等を行った場合の取扱い

過去の囲い込み処理等を行ったものについては、定期点検を実施しながら継続使用し、計画的な改修等が行われる際に合わせて除去を行うものとする。

6 対策工事

対策工事については、「道有施設の吹付けアスベスト対策工事仕様書」に従い、適正に行うこととする。

7 定期点検等

吹付け材の表面及び施工場所の状況については、施設の利用頻度が高い場合は概ね3カ月に1回、それ以外は6カ月に1回点検するとともに、室内環境調査については、年1回程度実施することとする。